## 「労災保険の事業の種類に係る検討会」報告書 (概要)

## 1 製造業の業種区分の再編

新規受給者数、労災保険率、作業態様、関係業界団体等の災害防止活動の 現状を踏まえ、食料品製造業とたばこ等製造業を統合すべきである。

労災保険率の推移 (単位:1/1,000)

平成 23 年度末

	18 年度	21 年度	24 年度	事業場数	労働者数(人)
食料品製造業	7. 5	6. 5	6. 0	44, 216	1, 314, 996
たばこ等製造業	6. 5	5. 5	6. 0	2, 196	14, 739

## 2 事業細目の再編

(1) 製造業に係る事業細目の再編

製造業では、次のような現状があることから、原則として、<u>製造業の160の</u>事業細目については廃止すべきである。

- 〇製造業全体として、保険規模が縮小している現状では、今後とも、新たな業種の 区分を新設する可能性が低い。
- ○事業細目を160まで分類しているが、労働災害統計として活用する例がない。
- ○労災保険実務の簡素化につながる。
  - ※ 将来の事業細目の設定や統合の効果を把握・分析するため、「その他の製造業」の事業 細目や、統合される食料品製造業とたばこ等製造業の業種の区分は、そのまま事業細目 として残すべきである。
- (2) 「その他の各種事業」に係る事業細目の再編
  - ① <u>情報サービス業</u>については、労働者数が増加していることから、日本標準産業分類の中分類「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」を範囲とする事業細目を新設すべきである。
  - ② 医療保健業については、労働人口が拡大していることから、労働災害防止の行政の推進に必要な労働災害情報を把握・分析するために、<u>医療業と</u>社会福祉・介護事業に分離して、事業細目を設定すべきである。
    - ※ なお、医療業と社会福祉・介護事業の各施設では、医療業と社会福祉・介護事業が混在している現状から、現段階では、両者の業種の区分を別々なものとして、労災保険率を設定することについては、慎重であるべきである。
  - ③ <u>認定こども園、幼稚園及び保育所</u>については、労災保険実務の簡便性と 斉一性を確保するため、それぞれの事業細目を新設すべきである。
  - ④ 「洗たく、洗張又は染物の事業」の取扱いは、クリーニング業の取次店に係る労災保険の適用の斉一性を確保するため、現状どおり、「その他の各種事業」として適用することが適当である。